

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>身体障害者又は精神障害者に対する自動車税の減免について、年度途中で減免要件に該当した場合に、月割での減免の申請ができることとする。</p> <p>現行は、全額免除のみ</p> <p>1 普通徴収の場合の申請期限 (改正前) 納期限前7日まで</p> <p>(改正後) 納期限前7日(賦課期日後に第46条の2第1項第1号に掲げる自動車に該当することとなった場合にあつては、知事が定める日)まで</p> <p>2 証紙徴収の場合の申請期限 (改正前) 第74条第1項の規定による申告をする際(自動車の取得等)</p> <p>(改正後) 第74条第1項の規定による申告をする際(納付後に第46条の2第1項第1号に掲げる自動車に該当することとなった場合にあつては、知事が定める日まで)</p>	
施行日	平成21年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>県税賦課徴収条例 (自動車税の減免)</p> <p>第46条の2 知事は、次の各号に掲げる自動車に対しては、納税義務者の申請により自動車税を減免することができる。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する自動車(営業用を除くものとし、身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。以下この号において同じ。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、必要と認められたもの(1台に限る。)</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>月割減免の対象 賦課期日時点で自動車を所有していた健常者が、年度途中で身体障害者手帳等の交付を受けた場合 年度途中から身体障害者等の通院・通学等に自動車を使用することとなった場合</p> <p>月割減免の例 2,500ccの自家用車が、7月に新たに減免対象となり、同月中に申請した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免額 45,000円 × 8月 / 12月 = 30,000円(翌月分以降：8か月分) ・差引納税額 45,000円 - 30,000円 = 15,000円 <p>他県の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施済み 30都道府県 ・未実施 17府県 	